

## 新規捕獲隊員確保支援のための狩猟体験等業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

新規捕獲隊員確保支援のための狩猟体験等業務について、狩猟体験等を通じて鳥獣害について広く一般に理解を深めてもらい、新規捕獲隊員の確保をするとともに、ジビエをPRし、より一層の普及を図ることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

新規捕獲隊員確保支援のための狩猟体験等業務

#### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり

#### (3) 履行場所

下関市内

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 予算（見積り限度額）

金1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 日程

#### (1) 公告

令和8年6月26日（金）

#### (2) 質問書の提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時まで

#### (3) 質問書に対する回答

令和8年7月9日（木）まで

#### (4) 参加申込書の提出期限

令和8年7月14日（火）午後5時まで

#### (5) 参加資格審査結果通知

令和8年7月17日（金）まで

#### (6) 企画提案申込書の提出期限

令和8年7月23日（木）午後5時まで

#### (7) 選定結果通知

令和8年7月31日（金）までに通知【予定】

## 5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱及び措置基準に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 本プロポーザルの参加申込の時点で下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税相当額）を滞納していないこと。
- (6) この業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託しない者であること。
- (7) プロポーザルの参加申込に係る手続きが滞りなく完了し、プロポーザルへの参加資格を認められていること。

## 6 参加申込手続

この業務に関して参加意思がある場合は、次により提出すること。

### (1) 提出書類

参加申込書（様式第1号）

### (2) 提出方法

電子メール（宛先：sgnoseik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）により（1）の提出様式をもって行うこと。この場合、電子メールの表題は、「新規捕獲隊員確保支援のための狩猟体験等業務参加申込書」とすること。

### (3) 提出期限

令和8年7月14日（火）午後5時まで必着

### (4) 提出先

下関市役所農業振興課有害鳥獣対策室

### (5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知様式 参加資格審査結果通知書（様式第2号）

イ 通知日 令和8年7月17日（金）まで

ウ 通知方法 電子メール

（電子メールの通知先は、様式第1号の参加申込書に記載された照会先

とする。)

エ その他

(ア) 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて本市に説明を求めることができる。

(イ) 参加申込書を提出したにも関わらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和8年7月21日（火）までに電話で確認すること。

## 7 質問の受付及び回答

このプロポーザルに対する質問は、次のとおりとし、電話、口頭での質問は受け付けないものとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）

(2) 提出方法

電子メール（宛先：sgnoseik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）により行うこと。この場合、表題は、「新規捕獲隊員確保支援のための狩猟体験等業務に関する質問書」とすること。なお、電話で到着を確認すること。

(3) 提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時まで必着

(4) 提出先

下関市役所農業振興課有害鳥獣対策室

(5) 回答

令和8年7月9日（木）までに電子メールにより行う。なお、質問内容及び回答内容は、参加申込書を提出した者全員に通知するものとする。

## 8 企画提案書等の提出

第6項における参加資格審査において「参加資格を有することを認める」の通知を受けた事業者（以下「参加事業者」という。）は、提出期限までに企画提案書を提出すること。企画提案書を提出しない場合は、当該プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出書類

ア 企画提案申込書（様式第4号）

イ 企画提案書（様式不問・A4版サイズ・カラー印刷・フォントサイズは12ポイント以上）

ウ 企画提案書の正本には、以下の内容全てを記載すること。企画提案書の副本には以下の内容全て記載し、応募者名が特定される部分については黒塗り等のマスキング処理を施すこと。

(ア) 会社概要について

- a 名称、所在地、代表者氏名
- b 従業員数（雇用関係にある従業員数）
- c 担当者所属、役職、氏名、連絡先電話番号及びメールアドレス

(2) 業務実績について

過去10年以内における当該業務と同様の内容に係る業務実績（年月日、名称、概要、金額等）を記載すること。

なお、複数の実績がある場合は直近から3件以内について記載すること。

(3) 提案内容について

ア 1に記載の「目的」の達成のために効果的な展開、手法、アイディア等を具体的かつ詳細に記載すること。

イ 別添仕様書第5項「必須業務」のうち、各デザイン案の提出については企画提案書提出時点では任意とするが、提出があった場合は評価の対象とする。

ウ イメージ図その他提案に関する参考資料等があれば、掲載または添付すること。

(4) 業務の執行体制について

この業務を遂行する総括責任者及び主たる担当者を指定し、それらの者の所属、職名、氏名、略歴、資格及び実績を具体的に記載すること。

(5) スケジュールについて

この業務に係る主となる業務スケジュールをガントチャートにして具体的に記載すること。

(6) 見積書（様式第5号及び様式第6号）

上記3に記載の予算（見積り限度額）以下とする。

(7) 提出期限

令和8年7月23日（木）午後5時（必着）

(8) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参する場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に届けるものとする。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、本市はその責めを負わないものとする。

(9) 提出部数

正本1部及び副本5部

副本には8（1）イに記載の措置を施すこと。

なお、それぞれ1部ごとにA4版サイズのファイルに綴じて提出すること。

また、正本として提出する書類のすべてをPDF形式により記録したCD-Rを1部提出すること。

(10) 提出先

下関市役所農業振興課有害鳥獣対策室

9 審査方法

(1) 評価基準 別紙3の評価基準書のとおり。

(2) 候補者の選定方法

ア 審査委員会

審査機関として、審査委員会を設置する。当該委員会の委員（以下「審査委員」という。）は4人とする。

イ 審査方法及び評価基準

本業務への参加事業者から提出される企画提案書類について、別添評価基準書に基づき各審査委員が採点する。

提案内容に疑義がある場合などは、必要に応じて参加事業者に対しヒアリングを行う。

各審査委員の各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い参加事業者を候補者として選定する。総合点が同点の場合は、審査委員の多数決により選定するものとする。多数決が同数の場合は審査委員全員の協議により決定する。ただし、各審査員の評価項目の評価点の合計が400点満点中、240点未満の場合は候補者として選定しない。

なお、企画提案者が1者のみでも審査は実施する。

10 審査結果の通知

審査の結果は、選定結果通知書（様式第7号）により、提案したすべての参加事業者に対して通知する。また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表する。

(1) 所管課及び業務名

(2) 企画提案者数

(3) 候補者の名称及び総合点

なお、当該審査に関する問い合わせ、異議等については、一切応じないものとする。

## 11 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号）、下関市個人情報保護法施行規則（令和5年規則第40号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

## 12 情報公開

本市は、提出された提案書等について、下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号）、下関市個人情報保護法施行規則（令和5年規則第40号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

## 13 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出しなければならない。

- (4) 次の事項のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の見積金額が、予算（見積り限度額）を超過した場合

- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、本市が必要と認める場合には、本市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) この募集要領に定めるもののほか、必要な事項については、本市が定める。

#### 14 提出・問い合わせ先（事務局）

- (1) 郵便番号：750-0005
- (2) 所在地：山口県下関市唐戸町4番1号カラトピア4階
- (3) 電話：083-231-1262
- (4) FAX：083-231-1064
- (5) E-mail：sgnoseik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
- (6) 担当者：下関市役所農業振興課有害鳥獣対策室 末永・鶴川

#### 15 施行期間

本要領は、令和8年6月4日（決裁日）から施行し、本業務の締結をもって、その効力を失う。